

建設工事における入札金額内訳書の調査等に関する取扱い

令和8年3月
八幡市

(趣旨)

第1条 この取扱いは、八幡市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に規定する入札金額の内訳書（以下「入札金額内訳書」という。）の調査方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(記載事項)

第2条 入札金額内訳書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事名及び商号又は名称
- (2) 入札公告時又は通知時に添付する工事費内訳書様式に掲げる工事区分、工種、種別及び細別に対応するものの数量、単位及び金額
- (3) 材料費
- (4) 労務費
- (5) 法定福利費（現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額をいう。）
- (6) 安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費をいう。）
- (7) 建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金をいう。）
- (8) その他施工に必要な経費

(労務費ダンピング調査)

第3条 発注担当課は、予定価格が1億円以上の入札において、開札後直ちに、落札候補者から提出された入札金額内訳書の調査を行うものとする。

- 2 前項に規定する調査は、入札金額内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回る場合、落札候補者に対し、その理由を確認する方法とする。
- 3 前項に規定する一定水準は、次の各号の金額とする。
 - (1) 土木関係にあつては、その入札における予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た金額
 - (2) 建築関係にあつては、その入札における予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9及び10分の9.7を乗じて得た金額
- 4 第2項に規定する理由の確認は、落札候補者からの理由書（別記様式1）の提出により行うものとする。

- 5 前項に規定する確認の結果、合理的な回答が得られなかった場合は、落札候補者に対し、合理的な理由なく労務費を削減してはならない旨及び適正な賃金を支払わなければならない旨について、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請（別記様式2）を通知するものとする。
- 6 前項に規定する要請を通知した場合は、案件毎に、入札金額内訳書調査票（労務費ダンピング）（別記様式3）に必要事項を記載した上で、金入設計書、落札候補者から提出された入札金額内訳書及び理由書を付して、契約検査課に報告するものとする。
- 7 契約検査課は、前項に規定する報告があった場合、国土交通省が設置する建設Gメンに通報するものとする。
- 8 当面の間、第2条第1項第3号から第7号までに規定する事項については、記載の有無のみを確認し、金額の妥当性に関する調査は行わないものとする。

附 則

この取扱いは、令和8年4月1日以降に入札公告又は通知するものから適用する。